

報道関係者 各位

令和8年10月23日

〔照会先〕

埼玉労働局労働基準部監督課

監督課長	やすたけ 安武 寿和	としかず
監察監督官	ただ たけだ 武田 喜勝	よしかつ

電話番号 048-600-6204

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過重労働解消キャンペーンを実施します～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等を防止することの重要性について国民の皆様の関心と理解を深めるための取組を行っています。

埼玉労働局（局長 たひら こうじ 田平 浩二）では、同月間中に、「過重労働解消キャンペーン」として以下の取組を行います。

【主な取組】

1 労使の主体的な取組を促します

県内13の主要な労使団体等に対し、過重労働解消に向けた取組について、協力要請を行います。

2 労働局長によるベストプラクティス企業訪問を実施します

労働局長が、長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる県内企業を訪問し、代表者との意見交換、働き方改革に向けた取組事例を確認します。

※11月26日（木）14:00～ 株式会社シーエックスカーゴ様（桶川市）への訪問を予定しています。（詳細は別途お知らせします。）

3 重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場に対して、労働基準監督署が重点的な監督指導（立入調査）を実施します。

4 全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を実施します（資料1）

11月1日（日）から11月7日（土）までを過重労働相談受付集中期間とし、労働基準監督署等において過重労働に係る相談等を受け付けます。

また、11月7日（土）を特別労働相談受付日とし、全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。（相談ダイヤル：0120-794-713）

5 過重労働解消のための無料セミナーを開催します（資料2）

企業における自主的な取組を推進することを目的として、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

埼玉会場：11月4日（水）14:00～16:30 （定員30名）

ソニックシティ 905 会議室（さいたま市大宮区桜木町1丁目7-5）

「過労死等」とは…①業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡
②業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
③死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害

過重労働相談受付集中期間のお知らせ

資料 1

11月1日(日)から7日(土)までを過重労働相談受付集中期間として、相談窓口では過重労働を中心に幅広く労働相談を受け付けます。

この期間は、11月の過重労働解消キャンペーン取組の一環となります。

日程	相談窓口	対応可能時間
11月2日(月) 11月4日(水) 11月6日(金)	県内の各労働基準監督署 ※英語、中国語、ベトナム語の相談は、埼玉労働局労働基準部監督課の外国人労働者相談コーナーで受け付けています。	8時30分 ～17時15分
11月1日(日) 11月7日(土)	労働条件相談「ほっとライン」 はい！ ろうどう 0120-811-610 (フリーダイヤル)	月・水～金 17時～22時 土日・火(祝) 9時～21時
11月7日(土) は特別相談受付日として専用ダイヤルを開設します。	過重労働解消相談ダイヤル なくしましょう 長い残業 0120-794-713 (フリーダイヤル)	9時～17時



【連絡先】

埼玉労働局労働基準部監督課外国人労働者相談コーナー

英語：048-816-3596 (対応可能時間：9時～12時、13時～16時30分)

中国語：048-816-3597 (対応可能時間：9時～12時、13時～16時30分)

ベトナム語：048-816-3598 (対応可能時間：9時～12時、13時～16時30分)

さいたま労働基準監督署：048-600-4801

川口労働基準監督署：048-252-3773

熊谷労働基準監督署：048-533-3611

川越労働基準監督署：049-242-0891

春日部労働基準監督署：048-615-9171

所沢労働基準監督署：04-2995-2555

行田労働基準監督署：048-556-4195

秩父労働基準監督署：0494-22-3725

過重労働相談受付集中期間以外でも、県内の労働基準監督署や労働条件相談「ほっとライン」では、常時相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

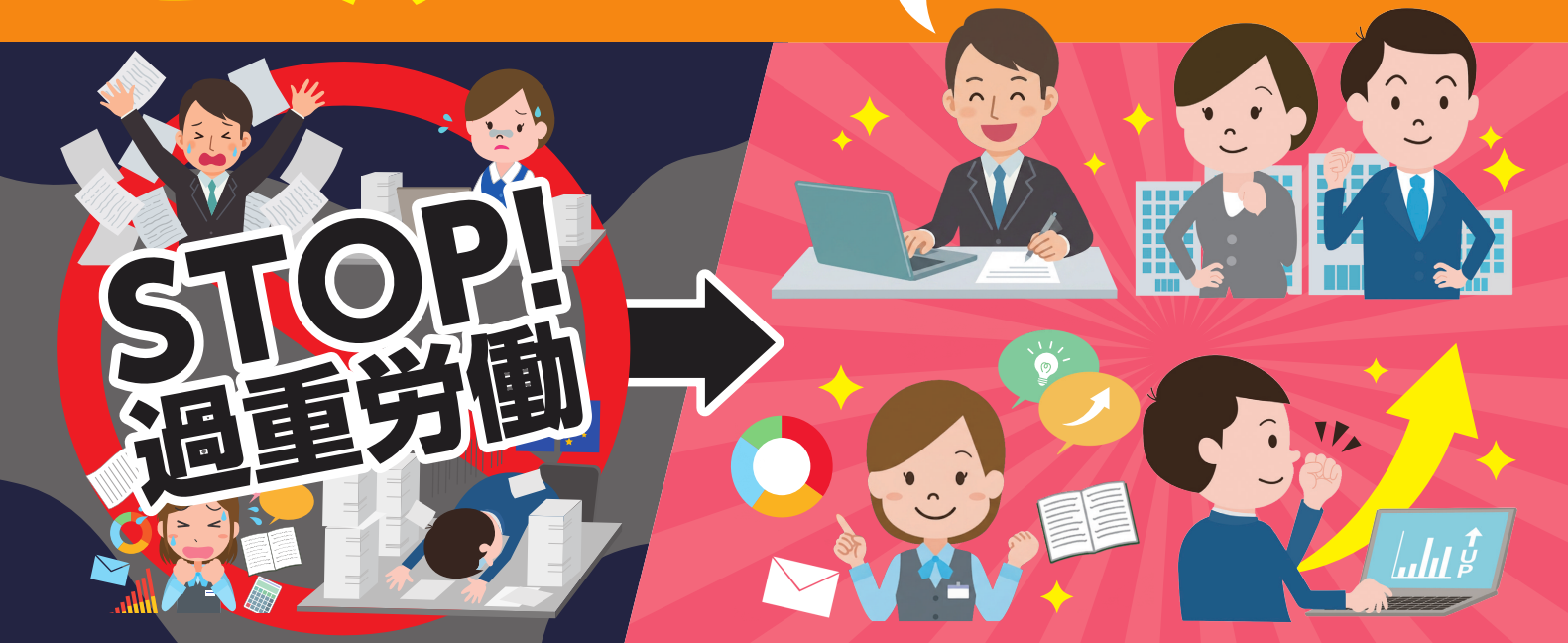
埼玉労働局・労働基準監督署

もう、知らなかったじゃ済まされない

参加費無料

過重労働解消のためのセミナー

こんな方におすすめです

☒ 事業主の方 ☒ 管理職の方 ☒ 企業の人事・労務担当者の方


過重労働防止に関する基本ルールや裁判例、企業の取り組み事例など、
明日から使える実務知識をわかりやすく解説します。

開催
日程

2026年10月～2026年12月

詳しくは、下記専用Webサイトをご覧ください。

開催
方法

会場開催:47都道府県で各1回開催
 1回120分～150分(休憩10分)

※オンライン併用の「ハイブリッド開催」となります。

オンライン開催:3回 (Zoom ウェビナー使用)特別
企画

業務効率化セミナー

オンライン開催:2回

企業・団体単位での個別開催を
 ご希望の場合は、
 下記までお問い合わせください。

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

企業と働く人、
 どちらも守るために。

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

過重労働解消セミナー

検索



過重労働解消のためのセミナーとは…

過重労働は、従業員の健康を損なうだけでなく、企業にとっても大きなリスクとなります。

本セミナーでは、過重労働防止に関する法令・ガイドラインのポイントをはじめ、裁判例や企業の具体的な取り組み事例を通じて、実務にすぐ役立つ知識と対応の考え方を解説します。

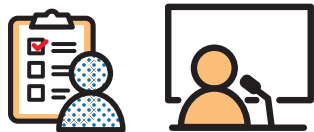
わかりやすく／

マンガで判例を
紹介!!



セミナーについて

過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「**実践的に使える知識**」を提供します。



法令、ガイドライン等の
ポイント解説



過重労働に関する脳・心臓疾患、
精神疾患にかかる裁判例



過重労働解消に関する
企業の取り組み事例 など

セミナー終了後に、講師が質問に応じます！

現地会場開催 (47都道府県) + ハイブリッド配信にて開催

※現地に参加できない方もオンラインにて参加いただけます。オンライン参加の場合はZoom URLをメールにて送信いたします。

オンラインはZoomで開催予定です。



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare